

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

## 事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		令和2年8月31日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区永田町二丁目1番1号		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社 NTTドコモ 代表取締役社長 吉澤 和弘 電話 03-5156-1111					
主たる業種	移動電気通信業	細分類番号	3   7   2   1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	「ドコモグループ 地球環境憲章」において①環境に配慮した事業の実践 ②環境マネジメントの強化 ③環境コミュニケーションの推進 ④生物多様性の保全を4本柱としています。						
計画を推進するための体制	NTTドコモグループ 環境マニュアル(ISO14001)に従い、環境目的・目標を設定し、専門部会を設置し、通信設備電力の抑制等により、CO2削減に向け取り組んでいます。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29~1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	21,229.7 トン	21,783.5 トン	22,539.7 トン	23,423.7 トン	6.4 パーセント	
目標の根拠	評価の対象となる排出の量	19,448.8 トン	21,783.5 トン	22,539.7 トン	23,423.7 トン	16.1 パーセント	
	目標の根拠	通信回線の拡大、並びに通信品質の向上にむけ取り組んでおり、通信設備のECO化の推進、及び省電力基地局設備の積極導入(更改)等を実施しているが、5G基地局数等の増加に伴い、温室効果ガスの排出量は、増加傾向					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	通信設備	事業活動に伴う排出の量 (装置数)	2.81	2.78	2.77	2.76	-1.42 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	通信設備のECO化の推進、及び省電力基地局設備の積極導入(更改)等を実施により、原単位当たりの温室効果ガスの排出量は、減少傾向にある。					
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	省電力設備・高効率電源装置への更改、空調温度設定の適正化を行う。					
	(3)年度	省電力設備・高効率電源装置への更改、空調温度設定の適正化を行う。					
	(4)年度	省電力設備・高効率電源装置への更改、空調温度設定の適正化を行う。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	弊社では、マイカー通勤は認められておりません					
	上記の措置を採用する理由	なし					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ドコモグループ 環境宣言、及びGreen Action Plan 2030の制定 ⇒ ドコモのサービスと技術で社会の低炭素化と気候変動リスク最小化に貢献するアクションを「Green Actions of innovative docomo」として、環境負荷を低減する責任を果たし、企業市民として環境貢献活動に積極的に参加するアクションを「Green Actions of responsible docomo」とし、日常業務を通じ取り組んでいます。						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量は原単位の数値の平均をいいます。

注 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。